

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年10月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年10月19日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事

3 件名

扶助費のあり方の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・質疑なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

扶助費のあり方

平成30年10月

白井市

1 「扶助費のあり方」策定の背景と必要性

扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などの、国の法律に基づいて支出するものと、地方公共団体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策として支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。

このうち、地方公共団体が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、多くの市町村では高齢化の進展や子育て支援の充実等によって扶助費が増大しており、本市においても、厳しい財政状況のもとにおいては、限られた財源を効率的に活用し、最大限の福祉サービスを提供し、地域福祉をより一層充実させていくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、扶助費について基本的なあり方を整理・明確化し、適正な扶助費の支出とするため、「扶助費のあり方」を策定する。

2 扶助費の推移

本市の扶助費は、前述のとおり高齢化の進展や子育て支援の充実等によって大幅に増大しており、平成20年度では19億7,375万円だった決算額が、平成28年度では2.1倍の42億8,195万9千円となっている。



(資料) 決算カード

3 扶助費の種類

扶助費は、その制度設計を国、県等が定めている義務的な扶助費（義務的扶助費）と、市が独自に定めている任意的な扶助費（任意的扶助費）、また、義務的扶助費に市が独自に上乗せしている扶助費（上乗せ扶助費）の3種類がある。

義務的扶助費は、財源保障として、国、県等から市へ補助金の交付がなされていることに対し、任意的扶助費と上乗せ扶助費の上乗せ部分は、市の一般財源で負担している。

4 扶助費の現状・課題

扶助費の現状と課題については、以下のとおりである。なお、各扶助費の割合は、平成30年度の当初予算に計上した額から算出している。

(1) 義務的扶助費

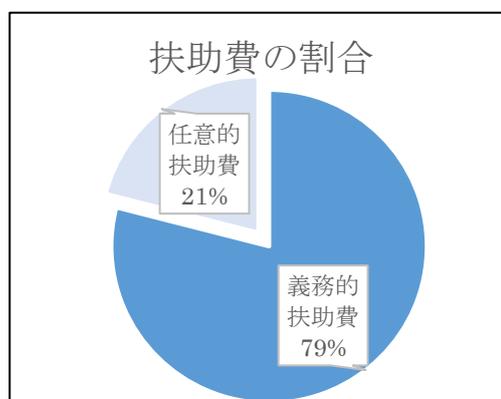
- ・扶助費全体の79%を占めている。
- ・国県等が制度設計を定めており、市独自で見直すことができない。

(2) 上乗せ扶助費

- ・上乗せ扶助は現在行っていない。
- ・上乗せ扶助をした場合は、市の一般財源で負担することとなる。

(3) 任意的扶助費

- ・扶助費全体の21%を占めている。
- ・任意的扶助費が増えることによって、市の一般財源の負担が大きくなる。



5 扶助費への対応方針

増大する扶助費については、原則として以下のとおり対応する。

(1) 義務的扶助費への対応

- ・健康寿命の延伸、生涯現役社会の実現及び自立を目指した支援の取組みにより、扶助対象者及び扶助費の増加の抑制を図る。

(2) 上乗せ扶助費への対応

- ・上乗せ扶助費は原則として行わない。

(3) 任意的扶助費への対応

- ・被扶助者の範囲や扶助金額、受益者負担について、適正化を検討する。
- ・扶助費が経済的支援を目的としていることを踏まえ、経済的に十分な負担能力がある者について、所得制限等の設定を検討する。なお、所得制限等の設定に当たっては、個々の事業内容等を踏まえ、支援を真に必要とする者が、被扶助者から除外されないよう慎重に検討する。
- ・国の制度改革の動向等に関する情報収集を徹底し、国庫支出金等の特定財源の確保に努める。

6 扶助費の見直し

扶助費の見直しを検討する場合は、市の施策目的との整合性を図りながら、扶助費の制度趣旨、扶助対象、扶助内容、受益者負担、所得制限、近隣他市の動向などを考慮し、費用対効果を踏まえ、総合的に判断する。